

大和町地区優先整備路線拡幅整備の考え方に関する説明会の実施結果について

2018年11月に策定した「大和町防災まちづくり計画」において、八幡通りを中心とする路線について、優先整備路線として公共主体で先行整備に着手する路線に位置付けた。今後の事業化に向け、当該路線の拡幅整備の考え方に関して、当該路線の沿道権利者に対し、説明会を実施したところである。

説明会の実施結果について、以下のとおり報告する。

1 説明会の概要

(1) 開催日時及び参加人数

日時	場所	参加人数
2月15日（金） 19時～	大和区民活動センター	26人
2月16日（土） 10時～	大和区民活動センター	16人
2月16日（土） 14時～	大和区民活動センター	28人
計		70人

(2) 主な説明内容

- ① これまでの経緯
- ② 優先整備路線拡幅整備の概要と道路線形
- ③ 優先整備路線の整備効果
- ④ 今後の進め方

2 説明会における主な意見・質問、区の考え方

別紙のとおり

3 今後の進め方

当該路線の沿道権利者に対し、個別相談に対応するオープンハウスや個別訪問等を行い、優先整備路線拡幅整備の考え方に関する周知を図る。

その後、当該路線の道路線形に掛かる権利者に対して個別説明を行い、理解を十分に得たうえで、事業説明会を開催し、拡幅整備に着手する。

4 今後の予定

- | | |
|----------|-----------------------|
| 2019年度 | 事業説明会
道路法による道路区域決定 |
| 2020年度以降 | 用地買収、道路整備 |

大和町地区優先整備路線拡幅整備の考え方に関する説明会における 主な意見・質問、区の考え方

<①これまでの経緯に関する事項>

	主な意見・質問	区の考え方
1	地域全体の計画が見えない中、優先整備路線を6mに拡幅しても、他の道路が狭く、消防活動困難区域が解消されないのではないか。	大和町中央通りと優先整備路線の拡幅整備が完了することで、消防活動困難区域が地区の約60%から約22%に減少する見込みである。 なお、地区の道路ネットワークについては、2018年11月に策定した、大和町防災まちづくり計画において示しており、他の路線についても、建替えにあわせて6m以上の道路に整備していくことを考えている。
2	危険な地域であるにも関わらず、これから取組を行うようでは、遅いのではないか。住民の命を預かっていることの責任感が欠けている。	東京都による大和町中央通りの拡幅整備を契機とし、2013年から地域の方で構成された「大和町まちづくりの会」と協働し、防災まちづくりを進めてきた。これまで大和町中央通り沿道地区の延焼遮断帯形成や地区全域における老朽住宅の建替え等に対する支援などに取り組んできた。災害に強いまちをつくるという行政としての責任を果たすために、避難道路の整備を進めていく。

<②優先整備路線拡幅整備の概要と道路線形に関する事項>

	主な意見・質問	区の考え方
3	計画条件に沿道建築物の老朽度を考慮するとあるが、老朽住宅の定義は何か。	税法上の耐用年数の3分の2以上経過している建物を老朽住宅としている。
4	まちづくりには譲り合うという観点が必要であり、両側に拡幅すべきではないか。この道路線形では、一方的に負担を強いられている箇所がある。	優先整備路線沿道建築物の不燃化を促進するため、建築物の老朽度を考慮することを道路線形の計画条件の一つとしている。沿道の建物状況や既存の道路状況等によって、片側拡幅となる箇所や老朽住宅でない建物に道路線形が掛かっている箇所もある。
5	老朽住宅でない建物に道路線形が掛かっている箇所がある。	これまで、昨年7月の権利者説明会をはじめ、オープンハウスや個別説明等により道路線形の考え方をお示しし、検討を進めてきている。
6	後背地の住民に比べ、沿道住民にとっては不公平だと感じる。	地区計画をかけ、地区全体の建替えのルールを定めるなど、地域全体による取組を進め、まち全体の防災性を高めていく。また、避難道路拡幅後の土地で生活再建しやすいよう、土地利用のあり方等も検討していく。

7	災害に強いまちづくりという方向性は分かるが、なぜ幅員6mの道路が必要なのか。	災害危険度の高い大和町地区において、災害時の避難経路の確保、消防活動困難区域の解消のため、幅員6mの道路が必要である。 なお、これまで幅員6m以上の道路として検討を進めてきたが、沿道住民の影響等を考慮し、幅員を6mとした。
8	概算事業費は約28億円とあるが、この事業費を超える場合はどうなるのか。	概算事業費は、事業の限度額ではなく、あくまで目安として示したものである。事業着手後に、用地測量や物件調査等を行い、必要な事業費を計上し、予算を確保していく。
9	総論としては理解できるが、事業費約28億円で、個別の事情に合わせた補償が可能なのか。	個別の事情を伺いながら、区の補償基準に則り、補償をさせていただく。なお、生活再建にあたり、個別の事情を丁寧に聞きながら事業を進めていく。

<③優先整備路線の整備効果に関する事項>

	主な意見・質問	区の考え方
10	阪神・淡路大震災時の事例で、幅員6～8mの道路は7割が通行できたとあるが、残りの3割が避難できず、効果が薄いのではないかと。6mに拡幅することに対して反対である。	幅員6mに拡幅整備するとともに、沿道の老朽住宅の建替え促進を図り、耐震性及び耐火性を向上させることで、避難活動に効果的なものにしていく。

<④今後の進め方に関する事項>

	主な意見・質問	区の考え方
11	大和町中央通りがまだ事業中だが、同時に進めていくのか。	大和町中央通りは東京都が事業主体で進めており、これに加えて優先整備路線については区が事業主体で進めていく。
12	道路線形を決定する前に、沿道住民に十分に説明し、理解を得る必要があるのではないかと。	今回の説明会をはじめ、オープンハウス、沿道まちづくりニュースの発行、個別説明等で周知を行っていき、十分な理解を得ていく。
13	道路線形について、複数パターンを示して区民と話し合うべきではないかと。	
14	今後、関係する権利者に対し、個別に対応していかないと事業が進まないのではないかと。	地域全体への周知を行うとともに、関係する権利者に対しては、事業にご協力いただけるよう個別に事情等を伺っていきたい。

15	防災性の向上について多くの人が賛成しているし、道路の拡幅自体は反対していないと思う。最終的には、生活再建ができるかどうか重要である。補償などについて、具体的な相談ができるようになるのはいつ頃か。	区としては、2019年度に事業着手したいと考えており、その後、2020年度以降に用地測量や物件調査を経て、具体的な補償内容についてお示ししたいと考えている。
16	代替地を探したり、生活再建を考えるための時間が必要であり、すぐに土地を譲ることができない。	事業期間として、事業開始から8年程度を予定しており、一定の期間を設けて、個別の事情を踏まえご相談させていただく。

<⑤その他>

	主な意見・質問	区の考え方
17	補償費のみでなく、生活再建のための支援をすべきである。	生活再建のために個別の事情を丁寧に聞きながら事業を進めていく。なお、代替地の意向などについても、個別にお聞かせいただきたい。
18	どのような順番で用地買収等を進めていくのか。	詳細については今後検討していくが、一定の期間を設け、権利者の個々の事情を踏まえた上で、順次、用地買収を進めていく考えである。
19	優先整備路線の拡幅整備にあわせて、一方通行は解除されるのか。	既存の道路状況を大きく変えることは想定しておらず、一方通行の解除は考えていない。
20	反対意見が多い場合、この事業は中止されるのか。	地区の防災性の向上を図るために、必要な事業であると考えており、多くの沿道権利者の理解が得られるよう、丁寧に説明をしていく。
21	今回示された道路線形は、確定されたものか。	道路線形については、区の考え方としてお示しさせていただいており、確定されたものではない。この道路線形に基づき、沿道権利者の理解を得ながら進めていく。
22	道路拡幅を行う前に、無電柱化を先行的に取り組むべきではないか。	幅員4m道路での無電柱化については、事例も少なく、技術的な課題がある。幅員6mへの拡幅整備にあわせて、無電柱化を進めていく。
23	最後まで事業に反対した場合には、土地収用法の適用により立ち退かされることになるのか。	丁寧に説明を行い、沿道権利者の理解を得た上で、事業を進めていきたいと考えており、基本的には、土地収用法による収用は考えていない。

※「主な意見・質問」は、意見等の要点をまとめたものであり、また、区分整理の関係から、一人の意見等を切り分けたり、同様の趣旨の意見等を一つにまとめている。